



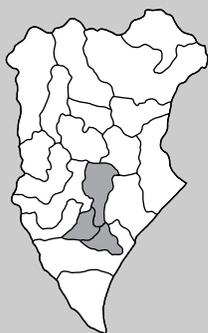
▲ 第6回十勝中央合併協議会(忠類村コミュニティセンター)

国保税の税率は、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整する

第6回十勝中央合併協議会が、6月25日、忠類村コミュニティセンターで開催されました。この日は、前回提案された「国民健康保険事業の取扱い」の協議が行われ、「国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する」等の調整方針が提案のとおり決定されました。

もくじ

- 決定した協議項目 …… 2～5㊦
 - 財産及び債務 一般職の職員の身分
 - 特別職の身分 電算システム
 - 国民健康保険事業
- 提案・説明され協議項目… 6～14㊦
 - 合併の期日 広報・広聴事業
 - 交通関係事業 児童福祉事業
 - 高齢者福祉事業 障害者福祉事業
 - 国際交流・広域交流事業
- 平成16年度事業計画の変更 …14㊦
- 平成16年度補正予算 ……15㊦
- 住民説明会スケジュール …15㊦
- 小委員会報告 ……15～16㊦
- 合併協定項目一覧 ……16㊦



第7号 2004.7.7発行



十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメールtokachichuo-gappei@north.hokkai.net

第6回協議会での協議

「財産及び債務の取扱い」他4項目を決定 「合併の期日」他6項目を提案

第6回十勝中央合併協議会では、地域自治組織等小委員会及び新町建設計画小委員会の報告、平成16年度事業計画の変更、平成16年度歳入歳出補正予算、住民説明会スケジュールについて協議のあと、協議項目の「財産及び債務の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「電算システムの取扱い」「国民健康保険事業の取扱い」が協議され、提案のと

おり決定されました。
また、次回に協議する項目として「合併の期日」「広報・広聴事業の取扱い」「交通関係事業の取扱い」「児童福祉事業の取扱い」「高齢者福祉事業の取扱い」「障害者福祉事業の取扱い」「国際交流・広域交流事業の取扱い」の7項目の提案と説明が行われました。

決定した協議項目

協議項目 5	財産及び債務の取扱
3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。	
協議項目 11	一般職の職員の身分の取扱い
<ol style="list-style-type: none">3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時まで統一するよう調整する。給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時まで統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。	
協議項目 12	特別職の身分の取扱い
<ol style="list-style-type: none">町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時まで調整する。議会議員の報酬額等は、合併時まで調整する。行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時まで調整する。その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。	
協議項目22-4	電算システムの取扱い
<ol style="list-style-type: none">電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。	

- 1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。
- 3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。
- 4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。
- 5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6 保健事業については、新町において調整する。
- 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。

◆質疑応答の要旨◆

本多委員(更別村)～税率を幕別の基準となっている。具体的な税率については、今後詳しい試算をして算定されると思うが、どちらにしても人口や色々なことで幕別に近い税率になると思うし、それは理解できる。また、健全な国保財政からも幕別町の税率を基準に統一することは止むを得ないことだと思う。

5年間で段階的に調整することになっているが、更別、忠類の被保険者についてはかなり影響が大きいと思う。急激な増加にならないために、5年間で調整する他に何らかの調整方針があればいいと考えている。新町の町長や議員も決まっていない現段階で決めるのはおかしいと思うが、新町において何らかの形で配慮できないか伺いたい。

それと、協議会委員の一人として住民から国保税について色々聞かれるが、現時点での国保税のモデル的な計算表などを資料として提出してもらえればと思うがいかがか。

安村副会長～本多委員が言われたとおりだが、幕別の基準に合わせるということは試算しているものがあるのだろうと想定する。私どもだけがわかっていても駄目なわけで、負担するのは被保険者だ。幕別の基準に合わせたらどのくらい上がるかということは、住民の知る権利として求められると思う。公式に出すことが妥当ではないか。幕別の税率はわかるので自前でやる気になればできるが、試算では中間層が大体80%くらい平均して上がるという推定をしている。

少し専門的なので、あえて発言させていただく。所得割・資産割というのが応能割で、均等割・平等割が応益割となる。平等割は1世帯あたりで、

均等割が家族1人あたりだ。一般的に都会などの人口の多いところでは、この比率を50対50にしろという指導がされている。しかし、農村地域は、中札内と帯広の協議会でも先日新聞に比較が載っていたが、応能割が高くて応益割が少ない、更別と同じような現象が見られる。

根本的には50対50というものを見直さない限り、その差はなかなか難しいと考える。それをどの程度調整できるかということだ。総体のボリュームは10億かかれば10億の保険税を集めなければいけないわけで、そういうところが課題だと思っている。基本的にどのくらいになるという試算は、協議会として出した方がよいのではないかと。数字的なものであり具体的な資料を持たないと協議にならない。協議にならないければ、新しい町での新しい首長で、新しい議会ということも一つの選択の方法だと思う。以上、補足として。

会長～幕別の基準に合わせることでより忠類、更別の保険税が現行より高くなりそれをできるだけ抑えるような手法を考えられないかということだが、新しい体制の中でそれなりの手法や緩和策はとられるのかどうか、今、私どもがどうこう申し上げるべきものではないと思うが、少なくとも今いる私ども3町村長は、決して住民負担を高くしよう、上げようと考えているわけではない。少なくとも現状あるいは下げる方法があれば、その方向に向かっていく考えは変わらないので、今後もそういう方向で進めたいと思う。

幕別町の基準に合わせるという表現は、幕別町や更別村の均等割、あるいは、幕別町や更別

村の所得割がいくらということは、現に3町村のものがでていて比較しようと思えば出るわけだ。その数字を今の更別村の国民健康保険税に当てはめると、1戸あたりの税金がいくら上がるかということはあると思う。もし、住民の皆さんに聞かれたり住民説明会では、幕別の基準にしたら更別の保険税はこれだけになる。ただ、それを5年間の経過措置をとって改善していく、不均一課税をするということで説明いただければと思う。

その他に言われるのは、例えば、忠類もそうだが、負担を上げないために一般会計からの繰り出しで対応している。一般会計の繰り出しをこれからも出すかどうかは、我々が言えることではないけれども、全くそれを想定しない場合に必要な保険税としていくら必要かということでは、今の積算になってくると思う。

モデル的な数値については、専門部会あるいは幹事会の中で十分協議した中で、できる限り早く資料が出せるよう努めて参りたいと思う。

婦山委員(忠類村)～5年間で不均一課税をするということだが、目的税の性質から言ってまず国民健康保険税の総額ありきだと思う。それを4つの分野に割って課税客体で割ると、あとで税率が出てくる仕組みになっている。幕別町の税率を基準に統一することだが、4つの分野の配分も税率に関係しており、応能の方で資産にウェイトを置くか、所得にウェイトを置くかで3町村の内容が違っているわけだ。

例えば所得が300万円で資産税5万円くらい払っていて4人家族の人が、幕別はこのくらいになるが忠類村の人間はこのくらいになる。これは、著しく衡平を欠くから、不均一課税や均衡を欠く範囲内で課税しないことを適用すると、その分絶対量が減ることになる。これだけ集めなかったら国民健康保険をやっていけない中で、不均一課税とか課税しないものが出てくるわけで、その減ったお金は新町で手当てしなければならない。これを適用したら、必然的に新町の一般会計で補填しなければならないことになると思うが、全国的にはそういったところの事例はないものか。

事務局～全国的には不均一課税の例はある。道内でも函館がそうであるように、町の大小の関係で、不均一課税を採用している町村がある。

不均一課税をした場合に一般財源からの補填ということは、当然目的税であり、本来入るべきものが入らないものを保険税にかぶせることは、道理としてはすまない話で、一般会計

からの繰り出し分に関わる特別交付税等の措置などもあるように聞いており、当然一般会計からその分を出すというのが筋だと思っている。

西尾委員(幕別町)～幹事会で協議をしており私から答弁させていただく。国保税をこういう形に決める際に、一般会計から繰り入れるという概念を持っていない。不均一課税をして5年後に幕別町の税率を基準に統一するという調整方針では、赤字にならないような段階的賦課方式を採用していったら、初年度から5年の間は1年ごとにいくらかずつ上げていったら、6年目から統一するという形になる。

その基準でいくとトータルとしては赤字にならず、一般会計から現に繰り出しているものも除外して計算をしている。

それぞれの国保により事情が異なっている。忠類と幕別が一般会計から基準外の繰り出しをしており、更別が繰り出しをしていない。不均一課税でも、比重としては更別の国保がかなりの黒字、忠類の国保がかなりの赤字という形で、それをトータルして赤字にならない形での積算をしている。

療養給付費と負担のあり方については、一般会計から繰り入れるなどの政策的なものを除いた中で、調整をさせていただいている状況だ。

婦山委員(忠類村)～著しく均衡を欠くということで、課税をしなかったり、不均一課税を受けた場合にその減った分に一般会計からの繰り出しがないとなると、その分を幕別がかぶるのかという感じがした。そういうことにはならないのか。

西尾委員(幕別町)～現行の税率で更別だけが健全な国保会計の運営をしており、今の推計でいくと17年度くらいまでは、今の基準で収支のバランスが取れている。忠類と幕別で一般会計から繰り出しをしていることは、税率を抑える手立てをしていることになる。段階的に引き上げることで、健全なところはそこの村だけの単位で考えると黒字になる。

一つの町になるわけでもどこの町が黒字だ、赤字だということではないが、今の状態で考えれば、どちらかがどちらかの住民の負担をするという、結果としてそういうことは可能性としてあるということだ。どのように段階的に上げるかもこれからの協議の課題になってくると思っている。

齊藤委員(忠類村)～段階的に調整していくことは忠類についても更別についても上げていくということになる。住民に説明する場合に、負担が例えば2年後にはこうなる、3年後にはこ

うなるというベースで考えられるわけだ。

忠類村や更別村は現行のままでいって、5年後にはぼんと上げるの方が、住民が納得できるのかと思う。方法論としては、段階的な方法も、今、私が提起した方法も一つの方法論としてはある。段階的に上げていくことになると、住民が余分に払うという感覚に落ちるのかと思う。その辺のことも考えたときに、5年間は現行のままで、忠類村は忠類村のベースでいき、5年たったときには、幕別の水準にいく。住民には、5年後にはこうなるけれど、とりあえず5年間のことは確保したということになると、住民は納得するかと考えた。幹事会としてはどんな受け止め方か。

西尾委員(幕別町)～それぞれが単独でいった際に、今の国民健康保険税で23年度までいけるのかどうかも考えなければならぬと思う。単独でいった際に国保会計を維持できないとなれば、更別、幕別、忠類それぞれの税率を改正して賄うような形をとっていかなければならぬ。5年間全く上げないで現行の税率でいったときに、一般会計から繰り入れないとやれないという前提条件が出てくる。それを今、協議会の中で新たな首長も決まっていな段階で、調整方針に何らかの形でうたっていくことがどうなのかということも議論としてあった。そこまでやるのは越権行為ではないかということもあって、今の段階で、そういうことがやり切れると言うことにはならない。

調整方針を幹事会で作る際には、住民の方に、負担をしなくてもいい、合併したらこんなに良くなるということでもうまくない、負担すべきところはこうなる、現実にこうなるということも、一応上限的に示すことの方がわかりやすいだろうということもあって、今回の調整方針になった。

これからは、段階的に上げるのを毎年上げていくのか、状況によってはどう調整していくのが課題になると思う。ただ、1回も上げないで6年目ということになると、それぞれの村でやった場合でも、おそらく国保会計はもたないだろうと認識しており、その辺のところはこれから十分詰めさせていただきたいと思う。

齊藤委員(忠類村)～段階的なのということだが、例えば何年後にはどうなるということの明記がないわけで、住民に対しては、5ヵ年であれば少なくとも2年くらいは現行でいき、3・4・5年で上げるということもあるのではないか。初年度からどんどんあげていったら、受ける側と

してはいきなり額が上がっていくことには変わりない。その辺も考えたときに、やはりもう少し何とかならないのかという意味で、駄目だと言っているわけではない。もう少し幹事会あたりで詰めてもらえればと思う。

安村副会長～関連してだが、更別も委員さんも含めて何回か検討してきている。前段で、平成23年と比較したら中間層で平均80%伸びると申し上げた。例えば所得で300万とか400万あたりが8割くらい上がるということであり、単純に1年間に15%程度は上がっていく想定をしている。ただ、私どもも医療費が上がっても今の幕別より保険税は上がらないという説明も受けている。そうすると、忠類も更別も医療費は全道でも最低なぐらい安いことから、医療費が上がらないはずだ。幕別の税率に合わせることは上がるということが前提で、更に上がることもあり得るのかどうか分からない。

現行の幕別の税率はわかるが、場合によっては更に上がる可能性があるとするれば、そのような表記をしないとうまくないだろう。

齊藤委員の考えたように、私ども5年間上げないで現行の税率で行って、6年目に一気にあげた方が、納税者としては助かると思ったわけだが、それは現実の問題としてはうまくない。国保事業会計というのは、全国のどこの市町村でも最重要、最難関課題であり、都道府県単位で保険者をつにして47都道府県単位でやれと、こういう話がされている。そういう時代であって更別だけががんばっても致し方ない部分がある。

不均一課税によって不足する財源をどこから繰り入れする場合、その措置がとれるのかとれないのか、これは一般会計の財政シミュレーションなどから来ないと、一概には言えないのではないかと。従って専門部会などで十分検討していただくということで理解したところだ。

会長～本多委員からのモデル的な計算表の件については、十分事務局内部、幹事会等で協議をさせていただきながら、早急に提示していきたいと思う。

提案・説明された協議項目

次回の協議会で、協議されます。

協議項目 2	合併の期日
合併の期日は、平成18年1月10日とする。	

解 説

- ◎なぜ1月10日か⇒3町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合など、新町発足の日に向け、一定の準備期間が必要となります。特に、電算システムの統合については、9カ月程度の準備期間が必要となります。また、合併期日前の閉庁日に電算の稼働テスト期間を置くことが好ましいことから、合併の期日は、3日間の閉庁日の翌日である平成18年1月10日とするものです。

協議項目22-3	広報・広聴事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時まで調整する。2 広聴については、実施内容について、合併時まで調整する。3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。4 行政懇談会については、新町において調整する。5 町勢要覧については、新町において発行する。	

協議項目22-5	交通関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時まで調整する。5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。6 交通指導員については、合併時に再編する。7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。	

解 説

- ◎広尾線バス輸送確保対策協議会⇒旧国鉄広尾線廃止後の代替輸送の確保等の事業について、協議を行なうために、帯広市と南十勝5町村で組織されており、更別村及び忠類村が加盟しています。合併の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入します。
- ◎生活バス路線運行対策事業⇒3町村内を運行するバス路線について、地域住民の生活交通路線確保の必要から生活バス路線運行の経常欠損を補助する事業です。幕別町が4路線、更別村及び忠類村が各1路線を補助の対象としています。現行のとおり新町に引き継ぎます。
- ◎町営バス⇒幕別町が1路線を有料で、更別村が3路線を無料で運行しています。この運行している路線も含めて、旧町村間を結ぶ運行形態について、合併時まで調整します。
- ◎チャイルドシート貸出事業⇒幕別町と忠類村で実施していますが、貸し出し基準や期間に違いがあります。合併時に再編します。

- 1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。
- 4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。
- 5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。
- 6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。
肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時までに調整する。
- 8 認可外保育所(へき地保育所)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。

解 説

◎**出産祝金の現況**⇒現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、平成18年3月31日をもって廃止します。

	幕別町	更 別 村	忠 類 村
対 象		更別村に住民登録をしており、2人以上の子を養育し、かつ第3子以降の子を出生した場合	忠類村に住民登録をしている者が出生した場合
支給方法	該当なし	出生後14日以上経過後に10万円を現金支給	出生の届出があった後、第1子1万円分、第2子2万円分、第3子3万円分の村内限定商品券を支給
そ の 他			平成18年3月31日で失効

◎**子育て支援用具貸付事業**⇒更別村で実施しています。ベビーベッド、ベビーカー、ベビラック、ベビーバス、乳児用体重計を、村内に居住し、現に乳幼児を養育する者及び出産予定の者に1年間無料で貸し付けています。新町の事業として、合併時に再編します。

◎**特別保育事業**⇒現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容については、合併時までに調整します。

・**地域子育て支援センター**～3町村ともに実施しています。実施日や事業内容に違いがあります。主に、育児不安等についての相談、子育てサークル等育成・支援、子育て等の相談助言などを行なっています。

・**一時保育**～更別村のどんぐり保育園と忠類村の忠類保育所で実施しています。対象児童

や受け入れ時間、料金に違いがあります。

・**延長保育**～更別村のどんぐり保育園で有料で実施しています。幕別町の各認可保育所と忠類村の忠類保育所では、時間外保育として無料で開所しています。

・**乳児保育**～幕別町の4カ所の保育所で、6カ月以上児から受け入れています。更別村では、どんぐり保育園が0歳児から受け入れています。忠類村では、代替事業として託児ママ人材登録事業を行なっています。

・**休日保育**～幕別町では、全ての認可保育所及びへき地保育所で土曜日に受け入れています。更別村では、どんぐり保育園が、第1・3・5土曜日に受け入れています。忠類村では、忠類保育所が週休日及び主に土曜日の休日に受け入れています。

◎放課後児童対策事業⇒現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容については、合併時までに調整します。

	幕別町	更別村	忠類村
開設場所	はぐるま学童保育所 あすなろ学童保育所 つくし学童保育所 やまびこ学童保育所	更別村学童保育所	忠類村学童保育所
休所日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月30日～1月5日	第2・4土曜日及び日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月30日～1月5日・4月第1日曜日の前3日間	土曜日及び日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月30日～1月5日
開所時間	平日 下校時～17:00 土曜日 8:30～17:00 学校休業日 8:30～17:00	平日 下校時～17:30 土曜日 8:30～12:30 学校休業日 8:30～17:30	平日 下校時～17:30 学校休業日 9:00～17:30
対象者	小学1～3年生	小学1～3年生(4年生以上も療育手帳所持児童及びことばの教室通室児童を受入れ)	小学1～4年生
保育料	(おやつ代含む)4,500円/月	4,000円/月	3,000円/月
その他保護者負担	傷害保険料 724円/年	傷害保険料 697円/年 おやつ代 2,000円/月 教材費 300円/月	傷害保険料 500円/年 おやつ代(教材費含む) 2,500円程度/月

◎ことばの教室等児童通園施設⇒幕別町に、幕別町が運営する幕別町幼児ことばの教室が設置されており、経費は全額公費負担となっています。更別村及び忠類村は、大樹町に、南十勝5町村が加盟の南十勝ことばの教室管理運営協議会で運営する大樹町母子通園センター(南十勝ことばの教室)が設置されており、経費は全額公費負担となっています。現行のと

おり新町に引き継ぎます。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整します。

◎肢体不自由児通園施設⇒幕別町に、幕別町が運営する十勝愛育園が設置されています。上肢、下肢、体幹機能障害児童の治療と日常生活に必要な訓練を行なっています。現行のとおり新町に引き継ぎます

◎認可保育所⇒幕別町と更別村に設置されています。現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、保育料及び減免基準については、合併時までに調整します。

	幕別町	更別村
形態	公設公営	民設民営
保育所名	幕別中央保育所 札内南保育所 札内青葉保育所 札内北保育所 札内さかえ保育所	どんぐり保育園
休所日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月30日～1月5日・4月1日	第2・4土曜日及び日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月30日～1月5日・4月第1日曜日の前3日間
保育時間	平日 8:30～16:00 時間外保育7:30～8:30・16:00～18:15 土曜 8:30～12:00 時間外保育7:30～8:30・12:00～18:15	平日 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 土曜 7:30～12:30 延長保育 12:30～13:00

◎認可保育所保育料（広域入所を含む）

単位：円

国 区 基 準 階 層 分	定 義	幕 別 町		更 別 村		忠 類 村		
		3 歳未 満 児	3 歳以 上 児	3 歳未 満 児	3 歳以 上 児	3 歳未 満 児	3 歳以 上 児	
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	
第 2	区分第1・第4～	3,330	2,400	6,000	4,000	9,000	6,000	
第 3	市町村民税非課税世帯	10,710	7,160	12,000	10,000	19,500	16,500	
	7を除き、前年度分市町村民税が右の区分の世帯	15,630	12,190	16,000	14,000			
第 4	区分第 1 を除いた前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が右の区分の世帯	4,000円未満	17,500	14,390	20,000	18,000	30,000	27,000
		4,000円以上 8,000円未満	20,080	16,660				
		8,000円以上 14,000円未満	22,910	19,180				
		14,000円以上 26,000円未満	25,810	23,920				
		26,000円以上 40,000円未満	30,000	27,000				
第 5	区分第 1 を除いた前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が右の区分の世帯	40,000円以上 64,000円未満	36,350	29,500	24,000	22,000	44,500	41,500
		64,000円以上 80,000円未満						
		80,000円以上 96,000円未満						
		96,000円以上128,000円未満						
		128,000円以上140,000円未満						
第 6	区分第 1 を除いた前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が右の区分の世帯	140,000円以上160,000円未満	44,500	29,500	38,000	35,000	61,000	58,000
		160,000円以上200,000円未満						
		200,000円以上350,000円未満						
第 7	区分第 1 を除いた前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が右の区分の世帯	350,000円以上408,000円未満	57,800	30,500	46,000	43,000	80,000	77,000
		408,000円以上510,000円未満						
	510,000円以上	58,500	30,500	55,000	52,000			
				65,000	62,000			

※忠類村の保育料は、国の基準額と同一です。

※表中の太字の欄は、保育単価限度が設定されている区分です。太字の区分に該当する場合で、保育費用の計算の結果で太字の金額までいかない場合は、計算で出された金額が保育料となります。また、計算の結果で太字の金額を超える場合は太字の金額が保育料となります。

◎認可外保育所(へき地保育所)⇒幕別町と忠類村に設置されています。現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容については、合併時まで調整します。

	幕 別 町	忠 類 村
形 態	公設公営	公設民営
保 育 所 名	駒島へき地保育所 糠内へき地保育所 明倫へき地保育所 新和へき地保育所 途別へき地保育所 古舞へき地保育所	忠類保育所
開 設 期 間	4月～12月及び3月(1月～2月は閉所) 時間外保育は4月～11月下旬	通年
休 所 日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日	土曜及び日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・8月13日～15日・12月31日～1月5日・卒園式から4月5日の入園式までの1週間程度
保 育 時 間	平日 8:00～16:00 時間外保育 16:00～17:00 土曜 8:00～12:00 時間外保育 12:00～17:00	平日 8:00～16:00 時間外保育 7:45～8:00 16:00～17:30

◎認可外保育所（へき地保育所）保育料

単位：円

区 分	幕 別 町		忠 類 村	
	1 人 目	2人目以降	3 歳未満児	3 歳以上児
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0	0
市町村民税非課税世帯			5,500	4,500
市町村民税均等割課税世帯（所得割額のない世帯）			8,000	7,000
市町村民税所得	7,000	3,500	3,000円未満	11,000
割課税世帯で、			3,000円以上30,000円未満	12,000
その税額が右の			30,000円以上60,000円未満	13,000
区分の世帯			60,000円以上	14,000
				9,000
				10,000
				11,000
				12,000

※忠類村は、2人以上入所の場合で第2子以降の保育料は、該当する区分の3分の2の額としています。

協議項目22-11	高齢者福祉事業の取扱い
<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p>① 現行のとおり新町に引き継ぐもの ② 合併時に再編するもの ③ 合併時まで調整するもの ④ 新町において調整するもの ⑤ 合併時に廃止するもの</p> <p>3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 基幹型支援センターについては、合併時まで統合する。 (2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</p>	

解 説

- ◎**高齢者保健福祉計画**⇒3町村ともに平成15年度から19年度を計画期間として策定しています。新町において、新たに策定します。
- ◎**在宅介護支援センター**⇒在宅介護支援センターのうち、基幹型支援センターは、幕別町に「基幹型」として、更別村と忠類村に「小規模型」として設置されています。地域型支援センターは、幕別町に2カ所、更別村に1カ所設置されています。基幹型支援センターは国の要綱で1市町村に1カ所とされていることから、合併時に統合し、地域型支援センターは合併時に再編します。

◇**高齢者福祉事業の各制度**⇒協議の対象とした各制度は次のとおりです。表中で「実施」は、町及び村の事業として実施している事業、「社協」「民間」は、社会福祉協議会または民間の事業として実施している事業、「類似」は、同じ事業ではないが類似した事業を実施している場合です。

事業名	事業の実施			説明	調整内容
	幕別町	更別村	忠類村		
独居老人等ふれあい訪問事業					
訪問サービス事業	実施		実施	事業内容・対象者に違い	新町の事業として合併時に再編する。
友愛訪問事業			実施		合併時に廃止する。
し尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業			実施		事業のあり方について、合併時まで調整する。

除雪サービス事業	社協	実施	実施	事業内容・対象者に違い	事業内容及び実施方法について、合併時まで調整する。
外出支援サービス事業	実施	実施		対象者・利用範囲・利用回数に違い	新町の事業として、合併時に再編する。
訪問給食サービス事業	実施	実施	実施	対象者・実施回数・利用者負担に違い	事業内容について、合併時まで調整する。
寝具乾燥サービス事業	実施	実施	実施	対象者・利用者負担・事業内容に違い	事業内容について、合併時まで調整する。
徘徊高齢者家族支援事業	実施	実施		負担区分に違い	新町の事業として、合併時に再編する。
緊急通報体制等整備事業	実施	実施	実施	事業内容に違い	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、機器更新時に調整する。
軽度生活援助事業	実施	実施	類似	事業内容・対象・利用回数制限・利用者負担に違い	新町の事業として、合併時に再編する。
生活管理指導員派遣事業		実施	類似		新町の事業として、合併時に再編する。
在宅高齢者等介護手当支給事業	実施	実施	実施	対象者・支給金額に違い	事業内容について、合併時まで調整する。
生きがい活動通所支援事業	実施	実施	類似	事業内容・開催日・利用者負担・運営方式に違い	合併時に再編する。
敬老事業					
敬老祝金	実施	実施	実施	対象者・支給額に違い	敬老祝金及び長寿祝金については、合併時に再編する。
長寿祝金	実施	実施	実施	対象者・支給額・支給日に違い	敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時まで調整する。
敬老会	実施	実施	実施	概要・対象者に違い	
生活管理指導短期宿泊事業		実施			新町の事業として、合併時に再編する。
介護用品等給付事業	実施	実施		事業内容・支給額・対象介護用品・対象者に違い	新町の事業として、合併時に再編する。
高齢者スポーツ大会					
高齢者運動会		実施	実施	対象者に違い	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業のあり方について、新町において調整する。
ゲートボール大会	実施		実施	事業内容に違い	
電動三輪・四輪車購入助成事業			実施		合併時に廃止する。
温泉敬老入浴事業			実施		事業のあり方について、合併時まで調整する。
温泉入浴サービス事業			実施		事業のあり方について、合併時まで調整する。
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業		実施			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
デイサービスセンター	社協 民間	社協	実施		実施方法について、合併時まで調整する。
訪問介護事業所	社協 民間	社協	実施		実施方法について、合併時まで調整する。
生活支援ハウス運営事業		実施	実施	利用料・対象者・夜間管理状況・施設内容に違い	施設間のサービス及び機能の違いがあるため、それぞれ現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

協議項目22-12 障害者福祉事業の取扱い

- 1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。
- 3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時まで調整する。
- 5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者(児)補装具交付事業及び身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

解説

◎障害者福祉計画⇒幕別町で平成13年度から17年度を、更別村で平成15年度から19年度をそれぞれ計画期間として策定しています。新町において、新たに策定します。

◎町村障害者年金制度⇒幕別町と更別村で実施

しています。支給対象と支給額に違いがあります。新町の事業として合併時に再編します。

◎身体障害者デイサービス事業⇒幕別町で実施しています。新町の事業として合併時に再編します。

◎交通費助成制度⇒協議の対象とした各制度は次のとおりです。3町村でさまざまな事業を実施しています。合併時に再編します。

町村名	事業名	説明	調整内容
幕別町	心身障害児通所交通費等助成事業	助成額に違い	合併時に再編する。
更別村	心身障害児等通所施設交通費助成事業		
忠類村	心身障害児療育施設通園旅費等助成事業		
幕別町	特定疾患患者等通院交通費助成事業	助成対象・助成額に違い	
忠類村	特定疾患患者通院費助成事業		
幕別町	精神障害回復者施設通所交通費助成事業	助成額に違い	
更別村	在宅障害者通所施設交通費助成事業		
忠類村	在宅精神障害者通所施設交通費助成事業		
幕別町	じん臓機能障害者通院交通費助成事業		
更別村	障害者社会参加啓発旅費助成事業		

◎心身障害者ホームヘルプサービス事業⇒3町村ともに実施しています。利用対象者や利用者負担に違いがあります。合併時に再編します。費用負担基準は次のとおりです。

利用者世帯の階層区分	幕別町		更別村		忠類村	
	午前7時～午後9時 (1時間あたり)	午後9時～翌日午前7時 (1時間あたり)	昼間帯、早朝帯、夜間帯 (1時間あたり)	深夜帯 (1回あたり)	1時間あたり	
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
生前年計年中心所得の税額	10,000円以下	250円	200円	250円	200円	250円
	10,001円以上 30,000円以下	400円	350円	400円	350円	400円
	30,001円以上 80,000円以下	650円	550円	650円	550円	650円
	80,001円以上 140,000円以下	850円	700円	850円	700円	850円
	140,001円以上	950円	750円	950円	750円	950円

※忠類村は、「その他村長が特に必要と認めた者」に対する費用負担基準を次のとおり定めています。

- ・30分以上1時間未満～1回170円
- ・1時間以上2時間未満～1回350円

※更別村の時間帯区分

- ・昼間帯～午前8時から午後6時
- ・早朝帯～午前6時から午前8時
- ・夜間帯～午後6時から午後10時
- ・深夜帯～午後10時から午前6時

◎**小規模授産施設**⇒幕別町に、心身障害者等の自立促進と福祉の向上を図る目的で、ひまわりの家が設置されています。現行のとおり新町に引き継ぎます。

◎**身体障害者等医療費助成事業**⇒更別村で実施しています。事業のあり方について、合併時までに調整します。

◎**支援費制度・更生医療給付事業・身体障害者(児)補装具交付事業・身体障害者(児)日常生活用具給付事業**⇒3町村ともに国の制度に準じて実施しており、その内容は同一です。現行のとおり新町に引き継ぎます。

◎**支援費制度とは**⇒障害者の立場に立った障害

者福祉サービスを利用できるように、障害者自らがサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用する制度です。この制度は、サービスの利用者、指定事業者・施設、市町村、都道府県、国が協力して支え合っています。支援費とは市町村が支払う費用のことで、サービスを利用した場合、市町村と利用者で費用を負担します。

◎**支援費の対象となる障害者**

- ・身体障害者→身体障害者手帳を有する者
- ・知的障害者→療育手帳を有する者(原則)
- ・障害児→身体障害者手帳を有する者、療育手帳を有する者(原則)

◎**支援費の対象となるサービス**

	身体障害者関係	知的障害者関係	障害児関係
施設訓練等支援	身体障害者更生施設	知的障害者更生施設	
	身体障害者療護施設	知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)	
	身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く)	知的障害者通勤寮	
		心身障害者福祉協会が設置する福祉施設	
居宅生活支援	身体障害者居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)	知的障害者居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)	児童居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)
	身体障害者デイサービス事業	知的障害者デイサービス事業	児童デイサービス事業
	身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)	知的障害者短期入所事業 (ショートステイ)	児童短期入所事業 (ショートステイ)
		知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	

協議項目22-21 **国際交流・広域交流の取扱い**

- 1 2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。
- 2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。
- 4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。
- 5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。

解 説

◎**友好姉妹町村**⇒幕別町が宮崎県東郷町と、更別村が宮城県矢本町と友好姉妹町村の提携を行なっています。提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整します。

◎**ふるさと会**⇒幕別町に東京幕別会及び札幌幕別会、更別村に札幌さらべつ会、忠類村に忠

類ふるさと会がそれぞれに組織されています。現行のとおり新町に引き継ぎます。

◎**町友**⇒幕別町で3名を文化大使として認定しています。事業のあり方について合併時までに調整します。

◎国内外交流事業⇒3町村が行なっている国内外交流事業は次のとおりです。

		事業名	交流先	内容	調整内容
友好姉妹町村等との交流事業	幕別町	小学生国内研修派遣事業	宮崎県東郷町	小学生の派遣	友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。 その他の国内外交流事業については、新町の事業として、合併時に再編する。
	幕別町	東郷町「農業体験の旅」受入	宮崎県東郷町	東郷町の中学1年生受入	
	更別村	矢本町・更別村地域間子供交流事業	宮城県矢本町	隔年で小・中学生の相互派遣	
	更別村	矢本・更別友好姉妹町村文化交流事業	宮城県矢本町	児童生徒の作品交流	
	忠類村	上尾市忠類村子ども会交流事業	埼玉県上尾市	隔年で小・中学生の相互派遣	
その他の交流事業	幕別町	中学生海外研修派遣事業	オーストラリア キャンベラ市	中学生の派遣	
	幕別町	高校生海外派遣研修事業	オーストラリア キャンベラ市	高校生の派遣	
	幕別町	成人海外研修派遣事業	オーストラリア キャンベラ市	成人の派遣	
	幕別町	カンバーハイスクール海外研修生受入	オーストラリア キャンベラ市	高校生の受入	
	幕別町	中学生国内研修派遣事業	神奈川県開成町	中学生の派遣	

◇平成16年度事業計画の変更について◇

◎提案のとおり決定されました。変更された事業計画は次のとおりです。

・協議会会議開催の追加～8月に1回を予定していましたが、住民説明会で、より多くの協議項目を説明できるように、協議会の開催を増やすこととして8月に2回の開催を計画するものです。

・住民説明会開催時期の変更⇒7月に予定していた住民説明会を8月に変更するものです。当初の計画では、新町将来構想ダイジェスト版とそれまでに決定した協定項目の調整方針を説明する予定でしたが、住民の皆さんの一番の関心事である地域自治組織のあり方や本庁と総合支所の組織機構の姿について、現在、

小委員会で精力的に審議されていることから、その審議結果も合わせてご説明できるように、開催時期を変更するものです。

・小委員会審議期間の変更⇒合併協定項目の調整方針の協議を12月の協議会までにと計画していることから、小委員会での調査、審議の期間も、協議会の協議決定時期に合わせて12月までと変更するものです。小委員会の審議日程は、住民説明会の開催時期変更に伴って、「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」が半月程度の日程の遅れが予想されますが、他の2つの小委員会は従前どおりの審議スケジュールとなっています。

◇質疑応答の要旨◇

本多委員(更別村)～新町名称議会議員の定数任期小委員会は日程の変更があるということだが、他の2つの小委員会はどうか。

事務局～他の2つの小委員会については、従前どおりの審議スケジュールで行なわれるということになる。

◇平成16年度歳入歳出補正予算◇

◎平成16年度歳入歳出予算について、増額する補正予算案が提案され、提案のとおり決定されました。

・**予算総額**～40,055千円に、歳入歳出ともに1,254千円を増額し、補正後予算総額を41,309千円とする。

・**歳入**～繰越金予算額1千円に平成15年度繰越金1,254千円を増額し、1,255千円とする。

・**歳出**～事業費で、協議会会議開催の追加による経費で170千円増額、コピー用紙とコピー機リース料で2,518千円増額、各種計画等委託料で7,189千円減額、協議会だよりと住民説明会資料印刷経費等で4,500千円増額、新町名称公募関係経費で1,255千円増額

◇合併協議に関する住民説明会スケジュール◇

◎提案のとおり確認されました。日程は次のとおりです。

月 日	時 間	場 所
8月20日(金)	19:00～21:00	更別村社会福祉センター
8月21日(土)	14:00～16:00	更別村社会福祉センター
8月22日(日)	14:00～16:00	幕別町幕別パークプラザ
	19:00～21:00	更別村上更別福祉館
8月23日(月)	14:00～16:00	幕別町糠内コミュニティセンター
	19:00～21:00	更別村社会福祉センター
8月24日(火)	19:00～21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月25日(水)	19:00～21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月26日(木)	19:00～21:00	幕別町札内南コミュニティセンター
8月27日(金)	19:00～21:00	幕別町札内福祉センター
8月28日(土)	14:00～16:00	幕別町札内北コミュニティセンター
	19:00～21:00	幕別北ふれあい交流館
8月29日(日)	19:00～21:00	幕別町古舞近隣センター

小 委 員 会 報 告

小委員会の会議等の状況についてお知らせします。

第2回地域自治組織等小委員会

◇5月21日に更別村で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について確認
- ・3町村における自治組織の検討状況について確認

第3回地域自治組織等小委員会

◇6月2日に忠類村で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・地域自治組織に関する3町村の意向について確認
- ・地域自治組織に関する先進事例について確認

第3回新町建設計画小委員会

◇5月31日に更別村で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・新町建設計画における主要施策について、分野別に意見交換
- ・新町将来構想案について、原案を一部修正し決定
- ・新町将来構想案(概要版)について、原案を一部修正し決定

○新町将来構想案及び新町将来構想案概要版の内容について報告がありました。

※新町将来構想概要版については、8月に3町村の全戸に配布する予定です。

◇質疑応答の要旨◇

安村副会長～快適に暮らせる住環境の整備充実の項目で、情報網などの整備が頭出しされている。情報化社会ということで、国も10ヵ年程度の戦略を持って取り組もうとしているが、特に、広域、合併ということで、面積も広がると情報化が大事になってくると思う。

総合計画は3町村それぞれにあるが、情報化という部分が私どもの総合計画の中には出てきていない。また、アンケート調査の中でもその項目は目立つような形でなかったと思う。一般的に言われている農業の情報化、産業部門の情報化、福祉部門の情報化ということになると、金額的にもかなりボリュームが膨らむ。

合併特例債も対象になるということだが、これから新町建設計画を作っていく段階で、財政との整合性が出てくると思うが、现阶段で、情報網の整備というのはどの程度を想定した形なのか、これからその範囲内での検討ということになるので、共通認識をしておいた方が良いのではないかと思う。

事務局～情報網の整備については、次に策定を予定している建設計画の中で具体的な施策等を整理していく。

その中で各分野における情報化の推進ということも大きなテーマになってくると考えており、建設計画の検討作業の中で整理をしていきたい。

協議会・小委員会の開催予定

◎第7回十勝中央合併協議会

平成16年7月23日(金)

午後2時開会予定 幕別町民会館

◎第8回新町建設計画小委員会

平成16年8月2日(月) 午後2時開会予定

忠類村コミュニティセンター

※協議会・小委員会・幹事会はどなたでも傍聴できます。

※日程等は変更することがありますので、ご面倒でも事務局にご確認ください。

電話 0155-55-3222

ホームページ

<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/>

合併協定項目一覧

(平成16年6月25日現在)

- ◎ 調整方針が決定した項目
- 協議中の項目
- △ 小委員会で検討中の項目

◎	1	合併の方式
○	2	合併の期日
△	3	新町の名称
◎	4	新町の事務所の位置
◎	5	財産及び債務の取扱い
△	6	住民自治充実のための取扱い
△	7	地域審議会の取扱い
△	8	議会議員の定数及び任期の取扱い
	9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
◎	10	地方税の取扱い
◎	11	一般職の職員の身分の取扱い
◎	12	特別職の身分の取扱い
	13	一部事務組合等の取扱い
◎	14	条例・規則等の取扱い
△	15	事務組織及び機構の取扱い
	16	使用料・手数料等の取扱い
◎	17	公共的団体等の取扱い
◎	18	補助金・交付金等の取扱い
	19	町・字名の区域及び名称等の取扱い
◎	20	慣行の取扱い
	21	消防組織の取扱い
	22	各種事務事業の取扱い
	-1	行政区・町内会の取扱い
◎	-2	防災関係事業の取扱い
○	-3	広報・広聴事業の取扱い
◎	-4	電算システムの取扱い
○	-5	交通関係事業の取扱い
◎	-6	国民健康保険事業の取扱い
	-7	保健・医療事業の取扱い
	-8	介護保険事業の取扱い
	-9	環境衛生事業の取扱い
○	-10	児童福祉事業の取扱い
○	-11	高齢者福祉事業の取扱い
○	-12	障害者福祉事業の取扱い
	-13	その他福祉事業の取扱い
	-14	農林水産関係事業の取扱い
	-15	商工労働観光事業の取扱い
	-16	建設関係事業の取扱い
	-17	水道関係事業の取扱い
	-18	下水道関係事業の取扱い
	-19	学校教育関係事業の取扱い
	-20	社会教育関係事業の取扱い
○	-21	国際交流・広域交流事業の取扱い
	-22	地域振興事業の取扱い
	-23	その他事業の取扱い
△	23	新町建設計画